なお、定住促進持家住宅建設 奨励条例、商業店舗近代化促進 条例ともに、平成20年3月31日 失効となっています。

環境の充実、

地域経済の発展をはかることを

幌延町では、町に定住する方を増やし、

奨励条例

目的に、持家住宅の建

設を奨励します。 万円の補助金を交付い を建てる場合、100 皆さんがマイホーム

補助を受けるには

たします。

の権利を有すること 町内に住宅の新築ができる土地を所有、または借地 記し、実際に居住されることが必要です) 幌延町に家を新築し、永住できる方 (新築住宅を登

設業者であること 新築する住宅の床面積が65㎡以上であること |事の請負者が幌延町内に主たる事務所を有する建

などの条件があります。 公租公課 (税金や公共料金) の滞納がないこと

けていただきます。 定の事業計画書を町に提出していただき、承認を受 補助金の申請は、工事着手の1ヵ月前までに、所

詳しくは、役場総務課企画振興グループにお問い合わ せください。

延 条例 一町商業振興店舗近代化

幌延

時に、1、000万円を限度にその費用の半額を補助します。 観の向上のため店舗を新築、または増改築しようとする 幌延町内で小売業等を営む方が、買物客の利便性や景

売業等とは

旅館業・ 小売業・飲食業・洗濯業・理容業・美容業・写真業 簡易宿所業・一般乗用旅客自動車運送業

補助の対象は

営業用のトイレ、 店舗・店舗に付帯する必要な設備、保管庫、 玄関、 廊下などです。 作業場、 事務所

補助を受けるには

幌延町商工会の会員として一年以上の期間を有すること 近代化に要する費用が200万円以上であること 小売業等を営む個人または法人の代表者が幌延町に住所を有し、

業者であること ないことなどの条件があります。 公租公課 (税金や公共料金)の滞納が 近代化工事の請負者が、幌延町内に主たる事務所を有する建設 ٔ ہ

計画書を提出していただきます。 補助の申請は、商工会を通して事業



にお問い合わせください。